

契約書を作成される場合は、「保守契約に関する総合案内」をあわせてご覧ください。

本雛形の条文内容(アドム標準条文)のまま契約を行われる場合は、貴所で契約書を印刷・作成いただく必要はありません。保守対象物件(「記」以下)や弊社代表者印が印字された、弊社から送付する「アドム契約書」をご利用いただけます。
※本雛形は、庁内での決裁・事前確認に必要な場合や、貴所指定の独自条文・専用様式で契約書を作成される場合にご利用ください。

印紙税法第5条
の規定により
収入印紙の
貼用なし

わんぱくランチ保守契約書

第1条 目的

(1) 商品占有者(以下単に甲という)は、保守実施者(以下単に乙という)が開発したソフトウェアに関し、乙による以下の保守サービスの提供を受ける権利を有し、甲はこれに対し、下記の保守料を支払うことを約束します。
(2) 甲は、「わんぱくランチ」商品たるソフトウェアをはじめとする、乙が開発した全てのソフトウェアにつき、自らが提供する給食の管理目的のみにこれを使用します。

第2条 契約の期間

甲は、物件を下記期間について、乙と保守契約を締結します。

弊社保守サービスは「準委任契約」に値するため、印紙税法第5条の規定により収入印紙を貼用いたしません。ただし、送付いただいた契約書に対し、指示がある場合は、貼用いたします。

第3条 保守料

(1) 甲は、下記保守料を乙へ支払います。銀行振込の際の手数料は、甲の負担とします。
(2) 第5条に定める乙によるサービスの提供に不履行が生じた場合は、甲乙協議の上、乙は甲に対し、保守料の全額を返金、もしくは、保守料の全額の支払いの免除をし、保守契約を解除することとします。

第4条 保守料の支払い時期

甲は、保守料を請求があった日から起算して60日以内に乙に支払うものとします。

第5条 保守サービスの内容

乙は、ソフトウェアの機能が本契約成立時において、正常かつ何等の損傷がないことを条件として、該当期間中、次の内容のサービスの提供を行うものとします。

- ① 電話によるシステム操作説明
- ② 定期バージョンアップ(システム修正を含む)プログラムの配布
- ③ 文書によるバージョンアップ内容の説明とガイダンス
- ④ 文部科学省による、食品成分表データの改定に伴うソフトウェアの改定
- ⑤ 厚生労働省による、食事摂取基準改定に伴うソフトウェアの改定
- ⑥ 保育所専用給食献立データ及び献立レシピの配布
- ⑦ 給食便り「わんぱくだより」の配布
- ⑧ 機関紙「わんパクション」の定期配布
- ⑨ インターネットによるメンバーページへのアクセス権の付与(パスワードの発行)
- ⑩ データ破損時の復旧支援
- ⑪ システムCDの紛失による最新バージョンの配布
- ⑫ 操作手順説明書の紛失による配布
- ⑬ プロテクトキー破損・故障による無償交換
- ⑭ 給食内容や業務に関するご相談

(1) 甲の申し出により、前項に定める保守基準を越えた保守を行った場合は、それに要する費用は甲の負担とします。

第6条 保守料未払いの場合の措置

保守契約が次年度に繰り越されても、なお甲による保守料の支払いが行われないことが確認された場合には、以下の項目が適応されます。

- 1 インターネット利用による献立データのダウンロード等に使用されるユーザーID・パスワードの無効化
- 2 定期バージョンアップの保留
- 3 献立データ配布の停止

第7条 責任の範囲

ソフトウェアのパッケージに指定されている動作環境以外でソフトウェアを動作させたときに発生した不具合については、乙は責任を負わないものとします。

(雛型)

第8条 契約の解除

- (1) 甲の書面による保守契約を終了する旨の申し出があった場合には、保守契約期間中であっても、乙は直ちに保守サービスを停止します。
- (2) 乙の役員等が、次のいずれかに該当するものであることが判明した場合は、甲は直ちに契約を解除します。
- ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)
 - ② 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員を利用するなどした者
 - ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記の①～⑤のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結した者

第9条 有償の修理

- ソフトウェアの故障等につき、次に挙げるものについてはこの保守契約に含まれないものとし、すべて有償とします。
- 1 甲の不注意によるソフトウェアおよびデータの破壊の修理
 - 2 乙が供給したソフトウェア以外のソフトウェアによるデータ破壊の修理
 - 3 甲が使用または取り扱い方法を誤って生じた故障の修理

第10条 その他

この契約に関して疑義が生じた場合または、この契約に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ処理するものとします。

以 上

記

契約日は空欄で発行いたします。
任意の日付をご記入ください。

契約日 年 月 日

1 保守対象ソフトウェア	わんばんくランチ											
2 保守契約期間	開始日	年	月	日	終了日	年	月	日				
3 保守料	ライセンス数	／		単価	42,600 円(税抜)							
	保守料 金			円(税抜)								
	金			円(税込)	(うち、消費税及び地方消費税額 円 10%対象)							
4 保守対象物件	わんばんくランチ ライセンス 本 ()											

契約日は空欄で発行いたします。
任意の日付をご記入ください。

上記のとおり契約しました。よって本証2通を作成し、甲・乙署名押印のうえ各自その1通を保持するものとします。

甲(商品占有者)

使用施設が表示されます。
複数ライセンスをご契約の場合は、1施設を表示し、その他の施設は「他」と表記いたします。

所 在 地 _____

名 称 _____

代 表 者 名 _____

印

乙(保守実施者)

〒496-0036 愛知県津島市愛宕町4-4-1

株式会社アドム 代表取締役 加藤 久和

登録番号:T6180001099414

わんぱくランチ保守契約書

第1条 目的

(1) 商品占有者(以下単に甲という)は、保守実施者(以下単に乙という)が開発したソフトウェアに関し、乙による以下の保守サービスの提供を受ける権利を有し、甲はこれに対し、下記の保守料を支払うことを約束します。

(2) 甲は、「わんぱくランチ」商品たるソフトウェアをはじめとする、乙が開発した全てのソフトウェアにつき、自らが提供する給食の管理目的のみにこれを使用します。

第2条 契約の期間

甲は、物件を下記期間について、乙と保守契約を締結します。

第3条 保守料

(1) 甲は、下記保守料を乙へ支払います。銀行振込の際の手数料は、甲の負担とします。

(2) 第5条に定める乙によるサービスの提供に不履行が生じた場合は、甲乙協議の上、乙は甲に対し、保守料の全額を返金、もしくは、保守料の全額の支払いの免除をし、保守契約を解除することとします。

第4条 保守料の支払い時期

甲は、保守料を請求があった日から起算して60日以内に乙に支払うものとします。

第5条 保守サービスの内容

乙は、ソフトウェアの機能が本契約成立時において、正常かつ何等の損傷がないことを条件として、該当期間中、次の内容のサービスの提供を行うものとします。

- ① 電話によるシステム操作説明
- ② 定期バージョンアップ(システム修正を含む)プログラムの配布
- ③ 文書によるバージョンアップ内容の説明とガイダンス
- ④ 文部科学省による、食品成分表データの改定に伴うソフトウェアの改定
- ⑤ 厚生労働省による、食事摂取基準改定に伴うソフトウェアの改定
- ⑥ 保育所専用給食献立データ及び献立レシピの配布
- ⑦ 給食便り「わんぱくだより」の配布
- ⑧ 機関紙「わんパッくん」の定期配布
- ⑨ インターネットによるメンバーページへのアクセス権の付与(パスワードの発行)
- ⑩ データ破損時の復旧支援
- ⑪ システムCDの紛失による最新バージョンの配布
- ⑫ 操作手順説明書の紛失による配布
- ⑬ プロテクトキー破損・故障による無償交換
- ⑭ 給食内容や業務に関するご相談

(1) 甲の申し出により、前項に定める保守基準を越えた保守を行った場合は、それに要する費用は甲の負担とします。

第6条 保守料未払いの場合の措置

保守契約が次年度に繰り越されても、なお甲による保守料の支払いが行われないことが確認された場合には、以下の項目が適応されます。

- 1 インターネット利用による献立データのダウンロード等を使用されるユーザーID・パスワードの無効化
- 2 定期バージョンアップの保留
- 3 献立データ配布の停止

第7条 責任の範囲

ソフトウェアのパッケージに指定されている動作環境以外でソフトウェアを動作させたときに発生した不具合については、乙は責任を負わないものとします。

(雛型)

第8条 契約の解除

- (1) 甲の書面による保守契約を終了する旨の申し出があった場合には、保守契約期間中であっても、乙は直ちに保守サービスを停止します。
- (2) 乙の役員等が、次のいずれかに該当するものであることが判明した場合は、甲は直ちに契約を解除します。
- ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)
 - ② 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員を利用するなどした者
 - ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記の①～⑤のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結した者

第9条 有償の修理

- ソフトウェアの故障等につき、次に挙げるものについてはこの保守契約に含まれないものとし、すべて有償とします。
- 1 甲の不注意によるソフトウェアおよびデータの破壊の修理
 - 2 乙が供給したソフトウェア以外のソフトウェアによるデータ破壊の修理
 - 3 甲が使用または取り扱い方法を誤って生じた故障の修理

第10条 その他

この契約に関して疑義が生じた場合または、この契約に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ処理するものとします。

以 上

記

		契約日		年		月		日					
1 保守対象ソフトウェア	わんばんくランチ												
2 保守契約期間	開始日		年		月		日		終了日	年	月	日	
3 保守料	ライセンス数		／		単価		42,600 円(税抜)						
	保守料		金				円(税抜)						
	金				円(税込)		(うち、消費税及び地方消費税額		円		10%対象)		
4 保守対象物件	わんばんくランチ		ライセンス		本		(						)

上記のとおり契約しました。よって本証2通を作成し、甲・乙署名押印のうえ各自その1通を保持するものとします。

甲(商品占有者)

所在地			
名称			
代表者名			

乙(保守実施者)

〒496-0036 愛知県津島市愛宕町4-4-1
株式会社アドム 代表取締役 加藤 久和
登録番号:T6180001099414